

令和2年度（第1回）山形のうまいもの「ファインフードコンテスト」  
一般消費者試食会等事業業務委託に係る公募要領

1 目的

農林水産業と食品製造業等との連携を図り、マーケットインに基づき新たな価値を備え、県内外で認知され、数多く購入してもらえる商品開発を促進するため、ブランド力のある県産農林水産物を原料として製造された、「山形ならではの」加工食品の優良事例を顕彰するとともに、県内の一般消費者に広くPRを行うことで、原料として使用される本県の豊かな農林水産物の需要を拡大し、本県農林水産業の発展を図ることを目的とした「令和2年度（第1回）山形のうまいもの「ファインフードコンテスト」一般消費者試食会等事業」を委託する受託者を選定するために必要な事項を定める。

2 業務に関する事項

(1) 業務名

令和2年度（第1回）山形のうまいもの  
「ファインフードコンテスト」一般消費者試食会等事業

(2) 業務の内容

別添、「令和2年度（第1回）山形のうまいもの「ファインフードコンテスト」一般消費者試食会等事業業務委託仕様書」のとおり。なお、事業計画の詳細な内容等については、委託事業者決定後に別途協議する。

(3) 委託期間

契約の日から令和2年12月28日まで

(4) 提案上限額

1,559千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 応募に関する事項

(1) 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと
- ② 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと
- ③ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務がない者を除く。）
- ④ 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第125条第5項に定める競争入札参加資格者名簿に登載されていること
- ⑤ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成15年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと
- ⑥ 県内に事業所（本店、支店又は営業所）を有すること
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと
- ⑧ 次のいずれにも該当しないこと  
イ 役員等（応募者が個人である場合にはその者を、応募者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団

員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

⑨ 政治活動又は宗教活動を主たる目的とする者でないこと

## (2) 失格事由

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

① この要領に定めた資格・要件が備わっていないとき

② 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき

③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど提案書が公募要領等で示した要件に適合しないとき

④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき

⑤ 見積金額が提案上限額を上回るとき

## 4 提出書類、提出期限等

本事業の受託を希望する者は、下記により応募書類を提出すること。

### (1) 提出書類

① 参加申込書（応募様式1）：1部

② 経費見積書（任意様式）：1部

③ 応募資格要件に関する誓約書（応募様式2）：1部

④ 定款又は寄付行為（法人格をもたない場合は、運営規約等）：1部

⑤ 業務経歴書（応募様式3）：1部

（会社案内、事業紹介等の現行事業の概要がわかる資料を添付すること）

### (2) 提出期限

① 参加申込書（応募様式1）

令和2年9月7日（月）午後5時

(3) 提出先 「やまがた食産業クラスター協議会」へ提出すること

### (4) 提出方法

持参又は郵送による。

① 郵送の場合は、提出期限必着とする。

② 持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く）に提出先に持参すること。

### (5) 書類作成上の注意

① 提出された書類は、いかなる場合でも返却しない。

② 書類の作成、応募に係る費用については、応募者の負担とする。

③ 郵送の場合は、受付期間内に到着したものに限り受け付けるので、配送にかかる日数を考慮するとともに、簡易書留を利用するなど、応募者において十分注意すること。

5 その他

- (1) 公募及び委託契約については、協議会の都合により事業停止する場合があります。
- (2) 当該公募を行う事業に係る予算が成立しない場合は、この公募は効力を有しない。

6 担 当

やまがた食産業クラスター協議会・蔵増

住 所：〒990-0041 山形市緑町一丁目 9-30

電 話：023-679-5081 FAX：023-679-5082

E-mail：[food2@y-cluster.jp](mailto:food2@y-cluster.jp)